

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議
(第36回)

議 事 録

日 時：平成27年10月28日（水）午後2時30分開会
場 所：P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局】

定刻となりました。〇〇委員から若干遅れるという連絡が入っておりますので、ただいまより北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催させていただきます。

本日は、皆様には、お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物担当課長の田畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、概ね16時を目処に終了したいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、皆様へのお願いでございますが、本会議は、議事録を作成し公表しております。御発言の際には、必ずマイクを使用させていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、北海道環境生活部環境局の築地原より御挨拶を申し上げます。

【築地原局長】

環境局長の築地原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今日は、少し天候が穏やかでほっとしております。また、ここ2回ほどJRも乱れておりましたが、今日は定刻で動いておりまして、私どももほっとしているところでございます。

今日は、近隣から登別市と伊達市の御出席を頂いておりますし、オブザーバーとして環境省の角倉産業廃棄物課長を初め、JESCOからも御出席を頂いているところでございます。36回目の監視円卓会議ということで、前回から3カ月ほど経過いたしました。

本日の会議では、JESCOから、この間の事業の進捗状況やトラブルの事象等についての御説明を頂きますほか、事務局から環境モニタリングの結果等について御報告をさせていただきます。

また、前回の会議では、環境省から、昨年の6月に変更されました基本計画に基づく早期処理に係る取組みについて御説明を頂いたところでございます。早期処理の推進につきましては、この円卓会議の中でも話題として取り上げられまして、前回、前々回もそうですが、委員の皆様から種々の御意見を頂戴しているところでございます。

JESCOでの処理を期限内に確実に終了するためにも、現在使用中の機器やいまだ未把握となっている機器への対応は非常に重要だと考えているところでございます。

このため、環境省のほうでは、PCB廃棄物早期処理推進ワーキンググループを設置されておりまして、基本計画の達成に必要な追加的な方策などについて検討が進められてい

ると承知してございます。

このワーキンググループには、眞柄委員長が監視円卓会議の代表として委員で御参加されておりますほか、道からも私の隣におります田畑課長が委員として参加しまして、監視円卓会議での御議論なども踏まえて意見を述べているところでございます。

本日は、議事としまして、環境省のほうからワーキンググループの検討状況などについて御説明いただく予定としているところでございます。

本日は、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見を賜りまして、活発な御議論を頂きますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

【事務局】

続きまして、本日、オブザーバーとして御出席いただいております環境省産業廃棄物課の角倉課長より御挨拶を頂きます。

【環境省】

皆様、お疲れさまでございます。

環境省で産業廃棄物課長を務めております角倉と申します。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃からPCB廃棄物の処理の推進に関しまして多大なる御理解、御尽力、御協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げたいと思います。

昨年の6月に改定されましたPCB廃棄物処理基本計画におきまして、JESCOの処理完了期限を延長させていただいたところでございますが、この延長された処理期限は、私どもとしても必ず達成すべき期限であり、一日も早く安全かつ確実に達成しなければならない、このように深く考えているところでございます。

そうした観点から、この期限を確実に達成するために必要な追加的な方策について、私どもとしてしっかり検討すべきということで、有識者等によるワーキンググループを新たに設置し、年内のできるだけ早いタイミングでその結果を取りまとめ、来年以降の追加的な方策につなげていきたい、このようなことを前回の円卓会議の場でも御報告申し上げたところでございます。

このワーキンググループにつきましては、第1回を9月10日に開催させていただきまして、第2回会議を10月16日に開催させていただいたところでございます。

このワーキンググループには、先ほど築地原局長からも御紹介がありましたように、眞柄委員長を初め、北海道庁、そしてオブザーバーとして室蘭市にも御参画を頂いております、各地域の皆様方や有識者の御意見を踏まえながら、今後こういった対策を講ずべき

なのかということも議論させていただいております。

特にワーキンググループで議論されておりますのが、使用中のPCB機器について、これをどういうふうに使って廃止まで持っていくのかということが非常に重要であるという点、また、掘り起こし調査をさらに迅速化、加速化するために、さらに踏み込んだ対策が必要なのではないか。また、この円卓会議の場でもたびたび御指摘いただいておりますように、国民的な議論といいますか、国民的な普及啓発活動の推進が重要ではないかといった御議論を数多く賜っているところでございます。

このワーキンググループは、第3回が12月2日に予定されているところでございまして、そうした御意見も踏まえながら、PCB処理基本計画に定められる期限を確実に達成するために必要な対策は全てとっていくという観点で議論の取りまとめをしていきたいと考えております。

環境省としましては、このワーキンググループの検討結果を踏まえ、所要の措置を講じ、地元室蘭市の皆様方を初め、本会議の委員の皆様方、関係機関の皆様方の御理解、御協力に報いることができるよう、今後ともJESCOとともに安全最優先で一日も早い処理完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本日も引き続き活発な御意見、御指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、委員長をお願いいたします。

2. 議 事

【委員長】

それでは、早速、第36回の円卓会議を始めたいと思います。

最初に、配付資料の確認をいたしたいと思います。

事務局から配付資料の御紹介をください。お願いいたします。

【事務局】

北海道の循環型社会推進課の池谷と申します。

私から、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、次第の下のほうに書いてあるとおりでございますが、まず、次第の下に出席者名簿、配席図がついてございまして、その後が本日の会議で使用する資料になります。

まず、資料1といたしまして、前回の円卓会議の議事録、続いて、資料の2番目は2-

1から2-7までございます。まず、資料2-1が中間貯蔵・環境安全事業（株）におけるPCB廃棄物処理事業の現況でございます。次に、資料2-2が北海道事業の進捗状況、資料2-3が稼働状況、資料2-4がトラブル事象等について、資料2-5が総合防災訓練の実施結果について、資料2-6が環境モニタリング測定結果について、資料2-7が立入検査実施状況についてとなっております。そして、資料の3番目は、御挨拶の中にもありましたPCB廃棄物の早期処理推進ワーキンググループの資料ということで、本体の資料と関係資料という厚いものが2冊入っております。

それから、参考資料として、1番目がJESCOが作成しておりますPCB廃棄物処理事業だよりのNo. 29、参考資料2が北九州市PCB処理監視会議委員との交流についてという1枚物の資料をつけてございます。

印刷物の不足などがありましたら、随時、事務局まで御連絡ください。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、最初は、前回の円卓会議の議事録でございますが、予め御確認を頂いておりますが、特に御意見がなければ、これをもって35回の議事録としたいと思います。

（「異議なし」と発言する者あり）

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、早速ですが、北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況につきまして、資料に基づいて御説明ください。よろしくお願いたします。

【JESCO】

お世話になります。北海道PCB処理事業所でございます。

早速、資料2-1から2-5までの操業状況や先般実施しました防災訓練等について御報告させていただきます。

資料の右肩に2-1という記載がございますが、表題が中間貯蔵・環境安全事業（株）におけるPCB廃棄物処理事業の現況というもので、私どもの五つの事業所の概要を紹介しております。

資料の内容は前回と同様ですが、本日は、①の北九州事業所について簡単に御紹介だけさせていただきます。

御存知のとおり、私どもの北九州事業所は、最初のPCB処理事業所として平成16年12月に操業を開始し、本年で12年目を迎えているところでございます。北海道事業所が平成20年ですので、北海道よりも3年半ほど早目に事業をスタートしております。

1期施設と2期施設がございまして、2期施設の操業は平成21年7月に開始しているところです。1期施設の内容として、トランス、コンデンサを主体に北海道と同様に脱塩

素化分解という化学分解で処理いたします。

2期施設は、安定器等・汚染物を対象としまして、プラズマによる溶融分解という施設と、それに加えまして2期施設でもコンデンサを脱塩素化分解で処理する施設が設置されております。

処理の対象地域は、九州、中国、四国の17県でしたが、昨年の環境省のPCB廃棄物処理基本計画の見直しによりまして、安定器等・汚染物は、大阪事業区域の6府県、また、豊田事業の4県が処理対象として加わったところでございます。

北九州の計画的処理期限は、トランス、コンデンサにつきましては平成30年度、安定器等・汚染物の計画的処理期限は平成33年度ということで、昨年の基本計画の変更がされたところでございます。現在、操業時から安全・安定操業を進めているところでございます。

2-2で北海道事業の進捗状況を簡単に紹介させていただきます。

前回の監視円卓会議以降の出来事につきまして御紹介いたします。

資料中の一番最後の8ページになります。

前回の監視円卓会議が8月6日でございますので、それ以降の出来事を記載しております。

8月23日には、日曜見学デイを開催させていただきまして、地元の小学校や中学校に日曜見学デイのチラシをお配りしまして、当日は小・中学生等を中心にした御家族の方々に御視察いただきまして、79名の方々に御来館いただきました。

また、9月から10月の中旬にかけて、当初施設と増設施設の年に1回の総合定期点検を計画どおり実施いたしました。当初施設も増設施設も10月に入りまして下半期の操業を再開したところでございます。

それから、先月は9月17日に室蘭の公設消防の御協力を頂きまして、当初施設の総合防災訓練を実施しました。この内容につきましては、後ほど担当の課長から資料で御報告させていただきます。

それでは、資料2-3の稼働状況についてでございます。稼働の状況を数量に基づいて御報告いたします。当初施設と増設施設を順に説明させていただきます。

まず、当初施設につきましては、PCBの処理状況でございます。資料中には受入状況と処理の状況を表にしてございますが、処理の状況につきまして進捗率も交えて御報告させていただきます。

ページをめくっていただきまして2ページ目になります。

処理状況（抜油ベース）の表でございます。

トランス類、コンデンサ類、PCB油の合計ということで、総処理台数で申し上げますと、表の下の黄色の欄でございますが、トランス類が3,215台で進捗率が77.8%、コンデンサ類が4万6,257台で進捗率が81.1%となっております。操業以来、順調な操業を継続してまいりましたが、これからは、やはり処理が難しいものや出し

渋り者等が出てまいりますので、進捗率につきましては、今後、少し鈍化といたしますか、難しい処理の状況が想定されます。

ただ、処理の難しいものにつきましては、先般から御報告させていただいているように、今、施設内の設備の改造工事を進めておりまして、年内には改造工事が完了して1月から試運転、来年4月から操業ということで、処理手間物の処理を推進しようということで進めているところでございます。

次に、最近1年間のトランスとコンデンサの処理台数と処理重量等につきまして、ページの下のほうにグラフで紹介させていただいております。

今回から、処理台数だけではなく、処理重量もグラフに掲載させていただきます。棒グラフが処理の台数で、折れ線グラフが処理の重量でございます。上段がトランス類、下段がコンデンサ類の処理台数と処理重量でございます。

このグラフを重量ということから少し御紹介させていただきます。

例えば、トランス類につきましては、4月が棒グラフと折れ線グラフの間隔が狭くなっています。4月は割と小さなトランスで、重量で申し上げますと1トン未満でございます。1トンというのは1,000キログラムですが、1トン未満の小さなトランスを処理していますから、台数を処理している割には重量が小さいという傾向でございます。

また、5月から8月にかけては、棒グラフと折れ線グラフの間隔が広がっていますが、この月は、どちらかという重いトランス、具体的には3トンとか4トン、3,000キログラムとか4,000キログラムのトランスを処理しています。ですから、台数的には10台ちょっとですが、重量では33トンですとか42トンぐらいのトランスを処理しているのがグラフからお分かりになるかと思えます。

また、コンデンサ類につきましても同様でございます。このグラフの3月の欄につきましては、台数と重量のグラフが接しているぐらいでございます。この月のコンデンサの平均重量は軽いものを処理していることが分かります。単純に平均して計算しますと、3月は1台当たり50キログラムぐらいのコンデンサを処理していることとなります。

今度は、逆に4月、6月につきましては、台数は真ん中ぐらいですけれども、その割には重量が少し高目になっております。これも単純に処理重量を台数で割ってみますと1台当たり70キログラムぐらいのコンデンサを処理しているということで、4月や6月は平均のコンデンサ重量が大きいものを処理していることがこの数字から分かります。

コンデンサについては、1年間を通じますと、単純に平均重量を調べますと1台で大体55キログラムから60キログラムぐらいのコンデンサを処理することとなります。

次に、3ページ目に移ります。

純PCB処理量は省略させていただきまして、有価物の払出実績でございます。

これも毎回報告させていただいているのですが、PCB、トランス、コンデンサを処理しますと、いろいろな払出物が出ます。その物質のうち、有価物として私どもが代金をいただきまして市内の業者等に払い出しているものの数量でございます。

鉄、銅、アルミ、処理済油、複雑金属、碍子等につきましては、有価として売却して外に払い出しているところがございます。業者は、室蘭市内または室蘭市内近郊の業者にこれらの有価物を払い出しているところがございます。

碍子につきましては、平成25年度までは処理の代金を支払って払い出していたのですが、碍子も業者のほうで買っていただけるようになったということで、平成26年4月からは碍子も有価物として払い出しているところがございます。

次に、私どもが業者に代金を支払いまして払い出しているものの数量でございます。

4ページの上段、産業廃棄物の払出実績ということで、素子、紙・木・プレスボード、廃アルカリ、廃トリクロロベンゼン、碍子でございます。これにつきましては、代金を支払いまして市内近郊の業者に産業廃棄物の処理として出しているところです。

前回は御報告しましたが、廃トリクロロベンゼンは、コンデンサの中に入っているPCB油は100%の濃度でございますが、トランス中の絶縁油は、PCBが60%前後です。その残りの40%が粘度の調整剤ということで、トリクロロベンゼンが使われまして、これが産業廃棄物として外に出ることになります。数量は、黄色の欄に書かれている数字のとおりでございます。

このページの中段の産業廃棄物としての払出実績についてでございます。

廃活性炭のドラム缶の本数が461缶と記載してございます。これは、私ども排気処理のセーフティネットで使用しております活性炭が廃棄物となったものです。ここは、産業廃棄物としての払出しの実績ですので、PCBが含まれていないと判断されたものを産業廃棄物として払い出しているところがございます。

具体的には、溶出基準や含有量基準を下回っているものはもうPCBではないだろうということで、産業廃棄物として外に払い出しているところがございます。平成25年度、26年度の払出しの実績はございません。

同様に、今度は、活性炭や保護具類に少しPCBが付着しているもの、しみ込んだものは無害化認定施設での処理ということで、無害化認定施設の認定をとられている産業廃棄物処理業者に私どもから払い出していることとなります。

それぞれ保護具類、廃活性炭類、素子類で5,000ppmを下回るものにつきましては、低濃度のPCB廃棄物ということで、無害化認定施設に払い出しているところがございます。これにつきましては、本州の業者に払い出しているところがございます。

続きまして、増設施設について説明させていただきます。

増設施設についても受入状況と処理状況がございしますが、下段の処理状況について御説明いたします。

増設施設では、安定器、小型電気機器とありますが、小型電気機器というのは、大体10キログラム未満の小さな電気機器類を称しております。それから、感圧複写紙等についてですが、平成25年から操業をスタートしております。

総量だけで申し上げますと、この表の左下に安定器等・汚染物計(kg)ということ

で、1,386トンを今まで処理しているところでございます。1年間で大体650トン程度の処理になります。進捗率は参考ということで51.6%でございます。

増設施設も当初施設と同様に、この安定器等を処理しますと、払出物、産業廃棄物が発生しますので、その数量を記載したのが6ページでございます。ただ、増設施設につきましては、有価物、代金を頂いて払い出しているものはございませんので、産業廃棄物として私どもが代金を支払いまして処理するものでございます。

産業廃棄物としてはスラグと固形物がございます。スラグは、プラズマ熔融分解された後のどろどろになったものを冷やして固めたものでございます。固形物のばいじんというものは、排気処理工程で、排気処理施設から出てくるばいじんを固めたものを廃棄物として外に払い出しているところでございます。

最後に、ここ1年間の月々の処理重量をグラフに記載してございます。

このグラフで申し上げますと、12月や3月、そして7月は処理量が増えております。御存知のように、私どもの施設にはプラズマ熔融分解炉が二つございます。二つの炉が操業しているときは、12月や3月、そして7月のように処理量も必然と増えております。逆に少ないときには1系のみで運転で、もう1系は炉の補修をしております。このグラフからもその状況がお分かりいただけるかと思っております。

トラブル事象と総合防災訓練については、担当の課長から御報告させていただきます。

【JESCO】

安全対策課長の中尾でございます。

私から、資料2-4のトラブル事象と資料2-5の防災訓練について御説明させていただきます。

まず、資料2-4のトラブル事象でございます。

前回の監視円卓会議の8月6日以降、今回はトラブル事象はございませんでした。

2番目の不具合事象等ですけれども、前回以降、3カ月間で不具合事象は7件、不具合事象未済は8件ですが、これは報告して、当センターにて公表しているところでございます。

続きまして、資料2-5の平成27年度における総合防災訓練の実施結果の当初施設分でございます。

今年度の当初施設分の防災訓練は、9月17日10時から、晴天のもとで行いました。参加人数は、公設消防が26名、JESCOが38名、MEPSが49名、合計113名でございました。ほかに、行政からの御視察者が7名、また、報道関係者が2名参加しております。

訓練の目的ですけれども、これは従来と同様でございます。自衛防災隊による初期活動と公設消防との連携による防災活動の確認ということで実施しております。

想定事象は、地震、想定40g a1、火災は処理棟の1階、受入室ですが、こちらは一

般管理区域で処理物を受け入れる部屋でございますが、ここから出火したという想定でございます。また、管理区域レベル3の攪拌洗浄エリアで作業員が負傷してPCBに被液したという想定のもと行っております。

実際に行ったのが、地震計吹鳴による避難訓練、また、火災発生時の119番通報と自衛防災隊による放水訓練です。また、公設消防による放水と、化学防護服着用による搬送、除染活動でございました。

訓練の結果としては、予定された訓練項目を消化できて確実に実施できることを確認できております。

この主な反省事項といたしましては、ハード面では、無線機の混信があったということで、これについては、次回の訓練で予めチャンネルを大きい番号に設定することで混信を防ぎたいと考えています。

また、ソフト面につきましては、公設消防への指揮権移譲後、記録のとり方が本部から離れてしまうということで、不十分ではないかという意見があったことから、これについても、今後、適切に記録できるよう工夫することにしております。

次のページに訓練状況の写真を掲載しておりますが、この説明は割愛いたします。

私からは以上です。

【委員長】

それでは、ただいままでのところの説明について、御質問や御意見がございましたらどうぞお出しください。

【副委員長】

稼働状況の御説明を頂いて、これからだんだん減ってくるということで、掘り起こしをされるということで、私は、前回の委員会を欠席してしまいましたので、その経緯をよく存じ上げないところがあります。

頂いた資料2-3の稼働状況の裏のページですが、処理状況の台数が出ています。例えば、トランス類で、平成23年度に700台ぐらいがピークでだんだん下がってきております。このトレンドは、どのくらい予測ができるのかといいますか、例えば、今年度持ち込まれる数字がどのくらいで、年度でいうとどのくらいというか、結局、予測としてあと何年ぐらい、このままいくと間に合わなくなるかといいますか、もっと台数が減ってしまうと、それが後のほうに延びてしまうので、そういう予測は、年度中にどの程度可能なのか。2カ月とか3カ月前にならないとそういう数字が出てこなくて、年度中に入る予定が分からないのか、JESCOでは、その辺の予測をどういうふうにされているのか、御説明いただければと思います。

【JESCO】

副委員長の御質問でございます。

御質問への回答とは若干違うかもしれませんが、私どものPCB処理基本計画の計画的処理期限は、トランス、コンデンサで34年度、プラズマ熔融施設で35年度ということなので、残っているものを私どもの処理能力で計算すると、34年度、35年度には間違いなく完了するだろうという予測で計算しております。

今度は、年ごとの予測とか計画につきましては、平成20年の頃、また3年、4年ぐらい前までは、まだ設備能力を中心としましてフルの設備能力を發揮できるように、例えば、トランスについては年に100台とか200台、コンデンサは6,000台とか7,000台の処理能力を持っていますので、その処理能力をフルパワーでできるように私どもの営業課がいろいろな説明会に出て物を集めてくるということでやっていました。

操業当初、20年、21年の頃は、設備のフル能力といっても、まだ作業員のこともフルパワーではできなかったもので、数字そのものは若干低いのですが、それ以降は、とにかく設備のフル能力をまず大前提に処理計画を立てて、それを超えるようにやっていたということで現場でやっていました。そのため、無事故、無災害を大前提にして、それは概ね達成してきたのではないかと考えています。

副委員長が御指摘のとおり、昨年度と今年度を単純に比較すると処理台数は相当減っています。

基本的には、処理計画は、前年に立案します。最近の処理計画立案については、フルパワーの処理能力で計画を立てたいのですが、物がなかなか集まらないという状況がございまして、その辺は、営業課が1道15県の説明会とか、実際にお客様と接触していますので、この人は出していただけそうだと、例えば、この大学は平成何年から何年まで計画的な処理を考えているので、今年度はこれぐらいしか出てこないだろうという情報を営業課から頂きまして、それらの数量を加味して、より実行に近い処理計画を立てているというのが昨今の状況です。

今後また、平成28年、29年になりますと、処理がもっと難しくなるので、計画自体の処理量が減ることが予想されるのですが、その計画量が減らないように、なるべく行政と協力して出し渋り者の対応などを進めて、なるべく設備能力がフルパワーに近い処理計画と処理を実行していくということが、今、私どもがすべきことかと考えております。

回答にならないかもしれませんが、そのような計画です。

【副委員長】

よくわかりました。

【委員長】

ほかにいかがですか。

最後のところで、環境省のワーキンググループでの議論も関係するのですが、結局、

今、届出がなされているもの以外に未届のもの、使用中の機器の掘り起こしのことも関係しますので、それは後から説明していただきます。

プラズマのほうは、先ほどの御説明で期限が35年で、今度の計画では東京都の分が入ってくるわけですが、今の資料の5ページの登録重量の分ですが、これは東京都の分は入っているのですか、入っていないのですか。

【JESCO】

この数字に東京都は含まれていません。1道15県の数字です。

東京都については、今月、10月から登録を開始したところです。今は手元に数量がないのですが、この中には含まれていません。

【委員長】

プラズマのほうの登録重量は、ここにある2,683トンの中には東京の分は入っていないということで、いずれ東京の分がここに加わりますので、次回の円卓会議のときにはこの登録重量が違うものになると理解していただければと思います。

ほかにございますか。

【副委員長】

資料2-3の4ページです。無害化施設の払出しの実績で、本州のほうに行っているというお話でしたが、認定企業は北海道にもあるのか。本州に行くというのは、やはりコストとかいろいろな理由があるのでしょうか。どのような点で本州に出されたのでしょうか。

【JESCO】

本社で行っている理由を簡単に言いますと、コストと申しますか、私どもの産業廃棄物の払出契約は、本社が入札等で決めるものですから、今回、入札によって契約したところが本州の業者だったということでございます。

この無害化認定施設は、道内には苫小牧に1企業あると思いますが、まだそこには5,000ppmのものを払い出してはおりません。

【副委員長】

今の話ですが、入札は輸送料費も込みですか。

【JESCO】

輸送料金と処理料金込みでございます。

【環境省】

後ほど、私どもから資料で御説明させていただきますが、無害化認定の処理業者がどれだけいるかということについては、お配りしております資料3が2種類あるのですけれども、資料3の二つ目の資料で、関係資料集という表題がついているものがございしますが、関係資料集の15ページをお開きいただきますと、上下段で書いていますが、上段に低濃度PCB廃棄物の処理推進状況①と書いていまして、ここに出てきております26業者が10月現在での全国の無害化認定を受けた業者になっております。ただいま、JESCOから御説明がありましたとおり、北海道は、真ん中からちょっと下にありますJX金属苫小牧ケミカル株式会社という1社が認定を受けている状況でございます。補足いたします。

【〇〇委員】

よく知らないのですが、処理には、焼却するのと洗浄というのがありますね。この洗浄というのはどういうものですか。何となく中に入れて、よく洗浄して、洗浄したものは、卒業判定をして金属として払い出すとか、そういうものでしょうか。

もう一点は、そこで洗ったものはどこでPCB処理をするのでしょうか。

【環境省】

基本的に、洗浄については、トランス、コンデンサの油を抜いた後のガワについて、まだ中に残存しているPCBを溶媒を使って洗浄して、ガワについてはきれいにして、おっしゃるとおりに金属として再資源化します。そして、そのときに使った洗浄油や抽出した油にはPCBが含まれていますので、最終的には再び焼却方式の無害化処理施設で焼却・無害化されている状況でございます。

【〇〇委員】

わかりました。

【委員長】

ありがとうございました。

ほかになれば、次に移ります。

次は、モニタリングの関係です。

【北海道】

それでは、資料2-6と2-7について御説明いたします。

まず、資料2-6の今年度の環境モニタリングの測定結果についてでございます。

前回の会議以降に数値が確定したのものについて太枠で囲っておりまして、6月から8月

までを1ページ目から6ページ目まで囲ってございます。

細かい数値の評価は省略させていただきますけれども、いずれも、これまでと同様に、環境基準値や排出管理目標値を超えるような値は確認されてございません。

続きまして、資料2-7の立入検査の実施状況についてでございます。

こちら、前回の会議以降に追加した分について太枠で囲っておりまして、表面の1ページ目の一番下と裏面となっております。

まず、表面の8月5日ですが、これは正確には前回の会議の前日ですけれども、会議の直前で前回の会議資料の作成に間に合わなかったものですから、今回追加してございます。

これは、環境モニタリングの排出源モニタリングの実施に合わせて行ったものでございまして、当日の施設の運転状況等を確認したものでございます。こちらは、特に問題はございませんでした

続きまして、裏面になります。

これは、9月15日に実施してございます。

JESCOの増設施設の関係ですけれども、平成25年10月にスラグを出滓するときに、容器がないところに誤出滓してしまったというトラブルがあったのですが、その後の作業状況の確認のために実施したものでございます。

具体的には、その当時のトラブルの発生原因の一つとして、スラグを出滓するときに、スラグを受ける容器がセットされているかどうかを確認しているのですが、その原因の一つとして、現場確認の際に確認する場所が暗くて十分確認できなかったということがございましたことから、その対策として、JESCOのほうで、現場確認の際に投光器を用いて明るさを確保するという対策を一応とっていたところでございますけれども、現場のほうで、実際に確認のたびに投光器を移動していることから、設置状況が不安定になるという問題があるという指摘を受けまして、JESCOとして対策を再検討したいという申し出がございました。

我々のほうでも、それを受けて、その現状を確認する必要があると判断しまして、立入検査を実施したものでございます。その結果、指摘事項等のところに確認事項として記載してございますが、中央監視室のほうで確認する際には、多少暗くてもシャッタースピードの調整で対応が可能だということは確認できたのですが、現場での確認については引き続き整理が必要だということで、今後もJESCOのほうで再整理するようということとで指示を出しており、現在、JESCOにおいてその対応について再検討しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

環境モニタリングで、夏のほうがP C Bの濃度が高くなるのでしたか。蒸気圧の関係から、そうでしたよね。特に問題になるようなものはないでしょうけれどもね。

ほかに何かございましょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

特にないようですが、滞りなく処理を行っていて、環境濃度もこれまでと特に大きな変化がないようです。排ガス、排気等についても特に問題がございませんので、適切に処理が行われているというふうに判断したいと思います。

ありがとうございました。

それでは次に、今月の半ばに、環境省のほうで早期処理推進のワーキンググループが開催されましたので、その関係も含めて、資料3について環境省から御説明を頂きたいと思っております。お願いします。

【環境省】

それでは、資料3について御説明させていただきます。

冒頭、私どもの角倉のほうから御説明申し上げましたとおり、現在、P C B廃棄物早期処理推進ワーキンググループというワーキンググループの開催を継続的に行っておりまして、P C B廃棄物処理基本計画に基づいたJ E S C Oの処理完了期限の早期達成を確実にするための追加的な方策について御議論を頂いているところでございます。

お配りした資料3につきましては、二つの資料から成ってございますが、いずれも、資料3の表紙にありますとおり、今月の16日に開催しました第2回ワーキンググループの際に配付しまして、委員の皆様から御意見を頂戴した状況でございます。

資料3の議事次第をめくっていただきますと、裏面にワーキンググループの委員などの名簿を記載しております。

委員の皆様におかれましては、こちらに20人ほどの委員が記載されてございますが、学識者の皆様、関係業界団体の知見のある皆様、特にJ E S C Oの処理施設が設置されています地元の関係地域の方に委員として御参画いただいております、こちらからは、眞柄委員長、北海道庁の田畑課長に委員として御参画いただくとともに、オブザーバーといたしまして室蘭市の川島部長に御参画いただいております。

さらに、この検討においては、経済産業省の産業技術環境局の環境指導室と商務流通保安グループ電力安全課という経済産業省の環境政策を担う部局と電気事業法を所管している担当部局にもオブザーバーとして参加いただいております。

さらに、J E S C Oやその他知見のあるオブザーバーに参画いただいて、現在、議論をさせていただきます。

その中身については、資料1と次のページから書かれている資料が御議論させていただ

いたものになりますが、この資料の記載内容については、半分以上は前回の監視会議でお配りしました資料と同じような構成となっております。具体的に何が書いてあるかと申し上げますと、大きく三つのことを書いております。

一つは、P C B廃棄物処理基本計画についてどのような内容になっていて、現状はどうなっているのかということでございます。二つ目は、それを踏まえて、現状、どういった課題があるかということです。三つ目は、今回、追加的な方策としてやるのが適当ではないかと考えられている具体的な内容について記載している資料となっております。

このうち、基本計画に書かれていることと、私が1点目で現状ということで申し上げたこと、2点目の課題という部分につきましては、前回の監視円卓会議でお配りした資料に記載されている内容とほぼ同様の内容が記載されております。

それに加えて、追加的な方策として、このようなことに取り組んでいくべきではないかということが新たな記述として書いてございます。お時間の関係もございますので、特に今回は、前回御説明させていただいたところを、前回御欠席の委員もいらっしゃるところ恐縮ですが、割愛しつつ、ポイントをまとめて御説明させていただきます。

資料1-1ページ目でございます。

資料は、大きく1、2ページ目以降で2、最後に3という3点の大項目から構成されておりまして、一つ目は、P C B廃棄物処理基本計画上の処理期限についておさらいをしております。これは、皆様に御案内のとおり、高濃度P C B廃棄物と低濃度P C B廃棄物の二つに分かれておりまして、高濃度P C B廃棄物はJ E S C Oで処理をするその処理の完了期限について記載しております。

また、低濃度についても同様に、法律に定められた最終的な期限を記載しているところがございます。いずれの廃棄物もこの期限をそれぞれ達成するような処理の仕方をしなければならないということでございます。

2ページは、2番ということで、この資料の三つの構成のうちの二つ目でございますが、高濃度のP C B使用製品、廃棄物、すなわちJ E S C Oで処理をする廃棄物及びその廃棄物になる前の使用中の機器についての現状と課題、追加的な方策として具体的な対策の案をお示ししているのが2番になります。

同様の構成で、3番で低濃度P C B廃棄物についてもこのような記載をしているところです。

まず、2ページ目の2番の(1)でございます。

高濃度P C B使用製品と廃棄物に係る基本的な考え方としまして、ここでは、追加的な方策について考える上でベースとなる共通の考え方を整理しております。

○の箇条書きを三つ書いておりますが、まず二つ目をごらんください。

これまで、このワーキンググループの中で議論された御意見を踏まえて記載しておりますが、高濃度P C B廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえますと、アクセルを相当踏まなければ処理期限内に間に合わせることは困難でありまして、これは、P C B特措法の見

直しも視野に入れて、現状で可能な手立てを全て尽くすことが必要ではないか。

さらには、期限が限られている処理でございますから、これまでに増して、PCB廃棄物処理の必要性に関する国民の皆様、保管事業者、また、まだ使用中のものを持っている事業者の方々への普及啓発を大々的に行っていくことが必要ではないかということ根幹の考え方として整理しております。

さらには、3点目でございますが、PCB廃棄物あるいは使用中のPCB機器に関しては、現在、二つの法律が関係しております。

一つは、廃棄物に関するPCB特措法という法律でございます。これは、専らPCB廃棄物を対象としている制度である一方、使用中のPCB使用製品のうち、いわゆる電気工作物と呼ばれるような機械につきましては、現在、電気事業法で一定の対策が講じられているところでございます。

いずれにせよ、先ほど、制度も含めて可能な手立てを全て尽くすことが必要という考え方に基づきますと、現行制度にあります電気事業法とPCB特措法の二つの制度を基本に、特に現在使われている機器を廃棄物として速やかに排出させる、あるいは、JESCOに処分させるための橋渡しを速やかに進めるために追加的措置を検討する必要があるのではないかというふうに整理しているところでございます。

2ページの真ん中から下にありますとおり、高濃度PCB廃棄物、つまりJESCOでの処理を終えるためには、具体的にアからエの四つのそれぞれの段階を終える必要があると整理しております。

アの段階は、これまでも監視円卓会議の中でもいろいろと御指摘を賜ってきました未届のPCB廃棄物の掘り起こし調査がきちんと完了するということが一つの段階になります。イの段階は、まだ廃棄物になっていない高濃度のPCBを含む使用中の機器、使用製品が全て使用を終了するという段階があろうかと思えます。ウの段階は、廃棄物として出てきたもの全てがきちんとPCB特措法に基づく届出で捕捉されて、エの段階ですけれども、JESCOに処分委託が行われ、その廃棄物が速やかにJESCOに搬入される。これらの段階を全て経ることで高濃度PCB廃棄物の処理が終わるというふうに整理しているところでございます。

3ページには、二重囲みで指摘事項として記載しております。

これは、この後の資料の中でも随所に出てくるのですが、これは、第1回のワーキンググループ、あるいは、その前の7月31日にワーキンググループの親会議に当たる有識者検討会が別途ございまして、そちらで現状課題に対して必要な追加的方策も含めて御意見を頂戴したところについて箇条書きで整理しております。後ほど御覧いただければと思います。

4ページを御覧ください。

高濃度PCBに係る追加的な方策について、たった今御説明しましたア、イ、ウ、エというそれぞれの段階に応じて、どのような現状・課題となっていて、こういった追加的な

方策が必要であるかということについて記載しております。

まず、書き方としては、主なポイントとして冒頭の四角の囲みで出てきますのは、現状と課題がどうなっているのかをごくごく簡単にまとめたところでございます。前回の監視円卓会議の中では、この主なポイントを中心に御説明をさせていただいたかと存じます。

そのほかに、この資料では、①番として、基本計画では、この掘り起こし調査についてどういうことが位置づけられていたのかということを書いております。

それから、4ページの②番では、これまでの進捗状況という項目で、現状がどうなっているかということを整理しております。

それから、5ページに移りまして、③番で今後の検討課題と対応の方向として、どういう課題があるのかということと、その課題の対応の方向と具体的な追加的な方策の案を書いております。

また、5ページの下に項目として書いておりますのは、掘り起こし調査を関係機関と連携して実効性のあるものにするにはどうすればいいかということを書いております。

6ページに移りまして、現状の課題と追加的な方策につきましては、○で書いている箇条書きが現在課題と考えられることについて整理している文章となっております。また、矢印で書いている箇条書きは、その課題に対応した追加的な方策の案でございます。この箇条書きのところは、細かいので、前回も御説明させていただきましてので、簡単に申します。

この掘り起こし調査につきましては、現在、法律できちんと届出をされていない、まだ手中に隠れているPCB廃棄物を掘り起こす調査でございますから、その調査対象として、PCB機器を持っていそうな人全てに調査をしなければならないということになります。この事業者が非常に多いということと、その事業者をある程度PCBを持っているであろう方に絞っても、そのデータの情報については不備がありまして、簡単に効率的に都道府県の皆様がアンケート調査を行ったりできないということを課題として整理しているところでございます。

矢印として追加的な項目として二つ書いておりますが、そういった調査対象となるような業者の情報について、都道府県市が汗をかいて調査するのはかなり大変な作業でございます。これについては、円卓会議の皆様から都道府県の皆様が非常に頑張っていて、国がもっと汗をかくべきではないかといった御指摘も頂いているところでございます。

そうしたところについて、この情報が調査対象となるべき事業者の情報の絞り込み等については、国でデータをしっかり整理した上で提供すべきではないかとか、経済産業省、環境省、都道府県、電気保安関係の事業者、電気保安協会、電気管理技術者協会といった団体があるのですけれども、こういった方々と連携した会議を継続的に開催していくことが必要ではないかと考えております。

また、本来であれば、このようなPCB機器を製造しているメーカーについてPCBが入っているかどうかを最も御存知のはずなので、そういった方々に、より積極的に情報提

供をしていただくような協力を求めるべきではないかということを書いております。

それから、次の項目の二つ目でございます。

アンケート調査の回収率向上のための方策として、同じく掘り起こし調査の問題としては、先ほど申し上げたような調査対象事業者にアンケート票をお送りしても、全てから回答がきちんとあるわけではないということが課題となっております。この対策としては、矢印にございますとおり、アンケート調査を行うだけでは、その回答が全て返ってくるわけではないことから、高濃度のPCBの使用製品や廃棄物の有無を都道府県政令市の皆様が状況を把握できるように、制度的に措置することを検討すべきではないかと思っております。任意の調査ではなく、もう少し回答をきちんと義務づけられるような制度、あるいは、そういった情報を都道府県市が必ず把握できるような制度を検討すべきではないかという追加的な方策案を提案しているところでございます。

それから、使用中のPCB使用製品に対する掘り起こし調査の強化というところですが、特に現在使用中のPCBが入った機器につきましては、廃棄物になっていないということから、都道府県政令市の皆様におかれましては、そこに対する調査がなかなか難しいという現状がございます。

これにつきましては、7ページに矢印を三つ書いておりますが、簡単に申し上げますと、電気工作物に該当するようなPCBが入っているものにつきましては、電気事業法の枠組みをしっかりと使って、言うなれば経済産業省が指導なりをしていくような体制にしていくことが必要ではないかということです。それから、電気事業法で捕捉できないPCBが入った機器につきましては、都道府県の皆様が報告聴取や立入検査といった法的な権限を持って調査、検査を行うことができるように制度的な措置を検討してはどうかということに記載しているところでございます。

それから、9ページに飛びます。

9ページからは、二つ目のイの段階でございます。

現在使用している機器について、使用を全て終了することということでございます。

これは、これまでも言われておりましたが、先ほど私も御説明しましたとおり、まだ廃棄物になっていない高濃度のPCBが入っている機器について、期限を超えてもそのまま使用を継続してしまうのではないかという問題があるので、そこをどうするかということが課題でございます。

これについては、11ページをおめぐりください。

こちらに、今後の検討課題と対応の方向を書いておりますが、項目見出しの二つ目の括弧にありますPCB特措法と電気事業法の届出制度のさらなる活用ということです。

まず、使用中の機器を的確に把握するためには、現在、二つの法律で二つの届出制度がございます。一つは、電気事業法の法律の中では、使用中の電気工作物と呼ばれる機械に該当するPCBが入ったものについては、経済産業大臣に届出をする格好になっております。一方で、PCBが入った廃棄物につきましては、PCB特措法に基づいて都道府県市

に届出をしていただくことになっていますが、一部、P C B特措法に基づく届出の中でも使用中の機器を記載していただくような内容となっておりますけれども、真ん中辺の矢印の項目で書いておりますのは、使用状況を的確に把握するには、この二つの法律に基づく二つの届出制度について整合性を図るような見直しをすることと、それぞれのルートで情報が把握されたものについては、今後、関係者間で情報共有が図れる仕組みにしていく必要があるのではないかと書いております。

それから、真ん中よりやや下からは、使用中のP C B使用製品の廃止に向けた取組みという項目がございます。この矢印の項目は、下から4行目にあるのですが、使用中のP C B使用製品については、今は持ち主が自分で廃棄すると決めない限り廃止できないという状況になっておりますが、これを規制的な措置で廃止するような仕組みを検討してはどうかという検討を進めているところでございます。

それから、項目が飛びまして、14ページを御覧ください。

14ページは、ウの段階としまして、こうして把握された高濃度のP C B廃棄物全てについて、最終的にはP C B特措法に基づく届出で全数を把握するという段階でございます。

これについては、16ページを御覧ください。

P C B特措法の届出の問題として一つありますのは、上から4行目にありますが、高濃度のP C B廃棄物、つまり、J E S C Oの対象のP C B廃棄物と先ほど御紹介いただきました無害化認定業者が処理を取り扱っている低濃度のP C B廃棄物の区別をしっかりとできなければならないということがございます。

現在、これがしっかり分類できていないものもあるのではないかとということが課題としてございますが、その対策としては、真ん中の矢印にありますように、電気機器の製造者の協力のもとに、高濃度と低濃度の届出の情報をきちんと管理できるようなシステムが必要ではないかと書いております。

それから、その次ですが、届出データと処理実績データの収支管理ということでございます。

先ほどの御議論の中にもありますけれども、これまでは、まさに使用中のP C B使用製品の統計、それから、P C B廃棄物の保管状況の統計、さらには、J E S C Oの登録数やJ E S C Oの処理実績の全体を通して比較することがなかなか難しいようなデータの取扱いになっておりましたので、これをもっと共通化、一体化する必要があるのではないかとこのところを対策として掲げております。

それから、17ページでございます。

届出がなされたP C B廃棄物、高濃度のものが全てJ E S C Oに処分委託されて、その後、実際の廃棄物がJ E S C Oに搬入されるといったところでございます。

この課題としては、17ページの主なポイントの四角にございますけれども、J E S C Oへの登録やJ E S C Oへの処理委託がなかなか進んでいないものもあるところでござい

ます。

これを後押しするような追加的な方策が要るのではないかという観点と、もう一つは、受け皿となる J E S C O の処理施設については、今後も、先ほどフル稼働できるようなということがありましたが、それを担えるようなトラブルを防止する施設の健全性を継続的に確保することが必要ではないかという課題を挙げておりまして、具体的な追加的な方策としては 22 ページからになります。

22 ページの一番下ですが、J E S C O への処分委託を促進するための方策でございます。●の箇条書きを 2 点書いていますが、ここではまず 1 点目が書いてあります。

現在、P C B 特措法では、都道府県市が事業者に対して P C B 廃棄物の処分をするように命ずる改善命令という制度があるのですが、その改善命令が平成 39 年 3 月を超えたときに、まだ P C B 廃棄物を持っている方にしか命令がかけられない仕組みとなっております。これでは J E S C O の処理期限前に命令がかけられないというのが制度上の課題としてあるというのが 22 ページの箇条書きで書いてあるところです。

それから、23 ページの一番上にあるもう一つの問題でございますが、この処理を後押しするもう一つ策として、強制的な命令というのは今申し上げたところですが、一方の支援策としましては、御案内のとおり、中心企業者に対しましては、これまで処理料金を基金から補助する仕組み、あるいは、J E S C O での登録に関する割引制度や分割払いの制度を導入しているところでございますが、それでもなお、処理委託をしないと言う人が実際にいまして、こういう人たちが期限を超えても残ってしまうのではないかという課題を指摘されているところでございます。

こうしたことに関しましては、3 点の対策を書いてございますが、1 点目は、改善命令のことにしましては、P C B 特措法の見直しをして、J E S C O の計画的処理完了期限内の処理を確保するために改善命令を発出できるように制度の見直しをしていくべきではないかということです。

2 点目は、中小企業者の皆様に対する支援策を広げるかどうかということにつきましては、その必要性や、広げるべきかどうかということも含めて、既に処理を委託されている方も実際にはいらっしゃいます。そういった方々との公平性の観点と期限内に確実に処理をして、処理期限になったときに物が残らないようにしなければならないという観点の両面から、これは慎重に検討する必要があるのではないかということを書いております。

3 点目は、今後、長期的な J E S C O の処理の見通しを考えていく上では 3 点目のお話が出てくるのですが、特に、現在、単年度の受入計画を J E S C O で定めているという説明がありました。処理キャパシティーとして、能力としては問題ないですが、現在、需要を予測しながら単年度の見通しで処理の受入れをしています。処理期限は決まっているわけですから、今後は、J E S C O としてはもう少し長期的な処理の見通しを明らかにするとともに、持っている事業者の方におかれましては、複数年度に計画立てて処理委託をしていく見通しを明らかにして、今後は、そういった複数年度で先々の調整を図っていく

必要があるのではないかと書いております。

それから、次の項目でございます。

特に期限内処理の中で問題となるのは、今申し上げたもののほかに、保管事業者が既に破産されていらっしゃるとか、お亡くなりになっていて相続がはっきりしていないという形で、PCB廃棄物の物自体はあるのですけれども、それを誰が処理する責任があるのかよく分からないものがあるのではないかと。こうしたことについて、これを最終的にどうするかということが課題として挙げられているところでございます。

矢印の項目で書いておりますのは、こういったものを処理完了期限内に処理できるようにするために、自治体の皆様が行政代執行ができるような制度を導入していくことを検討すべきではないかということです。

ただ、この場合、行政代執行をすれば、代執行ですから、当座の費用は行政のほうで負担することになります。この費用は、基本的にはもともと原因者に対して求償していくのですけれども、この費用を原因者から徴収することが困難な場合に、そこにかかった費用をどうしていくのか、これを支援するあり方も考えていくべきではないかということに記載しているところでございます。

それから、最後の項目ですが、JESCOの処理施設の健全性です。

これについては、まさに監視円卓会議の皆様方にも厳しく監視いただいているところでございますが、これについても、引き続き、JESCOの処理施設が安全を確保するために必要な対策について、基本計画の変更の段階で皆様方からもいろいろな御意見を頂戴して計画を新たに策定したところでございますので、今後もこれに基づいて安全確保策を着実に実施していくことが必要だということを整理しているところでございます。

それから、26ページからは、低濃度PCB廃棄物と使用製品についての基本的な考え方や追加方策を書いておりますが、お時間の関係もありますので、後ほど資料を御覧いただければと存じます。

いずれにいたしましても、ワーキンググループの検討はまだ継続しているところでございまして、今、私が申し上げた追加的な方策の案について、このままでいいのか、よりよい方策として何があるのかということについて、今もなお、委員の皆様方に御議論いただきながら、次回は12月2日にワーキンググループを開催しまして、さらなる議論を深めさせていただきたいと考えております。

また、この検討の結論ですが、前回の監視円卓会議でも御説明、あるいは、今日も御説明申し上げましたが、この結論を本年中に取りまとめさせていただいて、その内容に応じて必要な措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

引き続きまして、皆様方のご意見、あるいは、眞柄委員長、田畑課長、川島部長のワーキンググループでの御意見を通じながら、皆様方の御意見を踏まえつつ期限内処理に向けて全力で進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

前回の円卓会議でも複数の委員から掘り起こし調査等々について御意見がございましたが、今、環境省から御説明を頂いた事柄について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

【〇〇委員】

前にもずっとお話をしていることですが、全く知らない人が存在するというところで、その人たちに対してどういう対応を練るかということです。

今月の室蘭市の市政だよりも、PCBがありませんかというのが本当に小さく出されています。これを見て、詳細は北海道のホームページを御覧ください。北海道のホームページのPCBのところを見て、これを早急にやりましょうというのは全然なくて、いろいろな安定器のどうのこうの、環境省のホームページのPCBを見ても、PCBはこういうものですよ、早期にやっってくださいという項目が出ているわけではないです。それは、一番の危機感がないというか、非常に辛辣な言い方をさせていただきますと、行政の方は、自分に責任がないから他人事のようにです。

民間業者で、何か不祥事があった、機器の不具合があったとなると、電気のナショナルとか何とかで、不具合があったときにうちにも来るのは、あなたのところでそういう製品を使っていませんかという手紙や葉書が年に何回か来ます。その後にもまた電話が来るのです。企業はそのぐらいやっているのです。そうしないと企業の存立基盤に関わるからです。

この責任は、特に今は把握されていないのは、私のところもそうだったのですが、弱小の知らない、私はそれなりに勉強しているつもりですが、全然知らなかった、分からなかった、そういう存在のほうが多いのです。そういうところに対して簡単なPCB製品がないか、点検をといっても自分のこととして考える人は誰もいません。それが分かりますか。

ワーキンググループに委員長も出席していただいていますけれども、偉い方ばかりが参画しています。そういう方々は多分気がつかないと思います。その地域で、地べたをはうような形で一生懸命事業をしている小さな人たちの意見を把握していかないと、それを捉えていかないとできないと思います。北九州では、5年もかけてその掘り起こしを行って、やっとならぬかどうかです。それを全国の事業者で本当にやる気があるのか、それは、行政にとって、国にとっては条約がありますから、世界に対して非常に恥ずかしいことです。国民にとっても非常に恥ずかしいです。その責任を環境省としてとられるのか、そこだと思ふのです。その辺のところをきっちりとわきまえて、それでやっていかない限

り、PCBのほうはなくならないと思いますし、分からないままに終わってしまうと思います。

しかも、この届出がされている中で、漏えいとか紛失といったものが、毎年、かなりの数で出ています。不適切処分を含めると、安定器ですと200台という感じで出ています。これは、届出が出てということですから、昭和23年9月の実施ですから、新しいものはどうなっているか分からないですが、届け出てもなくなった、そのなくなったものや漏えいしたものの処分がどういうふうになっているのか、私は分からないのです。

北海道でも、苫小牧の高専のほうでなくなりました。なくなりましたで終わりですか。

私どもは、見つけて、物すごいお金を負担して処分しました。それが、なくなりました、漏えいしましたで終わるのでしたら、そのほうがいいのではないですか。

我々は必死に、運搬するだけで何十万という費用がかかる、本当に苦しい中で出さなければいけないのです。皆さん方はそれを本当に分かっておられるのかどうか、その辺だと思うのです。その辺がない限り、PCBがなくなるとは思えません。

しかも、私のところに建物が建ったのは昭和47年の6月です。ところが、その機器が入ったのは昭和47年4月の製造です。まさに新品がぼんと来ているのです。6月に完成したのだから、5月ぐらいには電気機器が入っていて、それは新品です。もう駆け込み需要です。悪いと分かっているながらの駆け込み需要です。そういうものを我々のような倒れるかもしれない弱小の企業が負担しなければいけないのです。

ヨーロッパとかアメリカでしたら、多分、法廷で争われて、生産者責任でぼんと賠償されるはずですが、ヨーロッパやアメリカは特に厳しいです。それを、幾らかの部分で基金を積み上げているかどうかちょっと分からないですけれども、その程度で終わって、全く知識もない、分からない中小、弱小企業に負担をさせて、掘り起こしをしようにも、分からない。また、今までに、物すごい数の分が産業廃棄物として捨てられています。その産業廃棄物で捨てられたものを、今では、人工衛生で産業廃棄物のところをぐるぐる回すと、PCB関連があるよというのが分かるらしくて、それはちょっと確かではありませんが、産業廃棄物として捨てられたところにあるだろうPCBはどういうふうにするのか、それは今まで全く回答されていません。それは誰の責任なのかということも回答されていません。

ですから、ただ単に、大きなところも含めて民間に負担させる方式ではなくて、自分たち行政の方もそれができなかつたら大変だ、自分たちの存立基盤がなくなるよというぐらいの覚悟を持ってやっていかない限り、国民は誰も納得しないし、賛同はしてくれないと思います。

そういうことをワーキンググループに入っている先生方にぜひお伝えいただきたいと思います。国としても、北海道としても、室蘭市としても、その辺のところをきちんとわきまえて行動していただきたいと思います。それがない限り、この世の中から、北海道、日本の中からPCBがなくなりましたと世界に宣言できないのではないかと思います。国に

とって、行政にとっては、それこそが一番の恥だと思うのです。そこを常に考えていただいて、次の方策を考えていくということです。それを考えるときには、必ず我々のような地べたではいつくばっている人間の声を大事にする、そこが最低限必要だと思います。そこからスタートしない限りは進まないだろうし、それと同時に、国の責任があったり、生産者の責任、その辺のところも併せて考えて早急に処理をするということです。そうしないと、ただ単に国のほうでワーキンググループをつくりました、こういうことをいろいろ検討していますといっても、日本国土から全てのPCBがなくなることはないと思います。私は、残念ながら、そちらのほうに確信を持って言えるのではないかと思います。この意見が間違っているということがありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。

【〇〇委員】

ワーキンググループの内容をこの範囲内で読ませていただきまして、議論がいよいよ詳細なところに入り始めたと思います。

僕は、これは10年遅いと思います。これは、10年前に我々が指摘していたことで、今、PCB特措法の法律の弱点が表に出てきていると思います。結局、行政代執行まで考えなければならないような、強権力を使わなければならないという状態まで考えなければならないようになってきました。

その一つの根拠は、PCBは非常に使いやすいものだったので、多種多様、広範に使われているということでは、我々も十数年前には現状がよく分からなかった。しかし、知ってる範囲においては相当なものだということは分かっている、今、10年経ってかなりいろいろなことが分かってきて、処理の方法までも変更せざるを得なくなってきたという経過の中で、今、ワーキンググループがそこについてもう一度遅れたとは言いながらも、かなり真剣な議論が始まったと僕は評価しています。

その中で、私の意見ですが、先ほど、〇〇委員からも出ていたのですけれども、生産者、製造者の責任について、もう一度明確にしていく必要があると思います。これについては、財政的負担も含めて政府は腹を決めなければダメではないかと考えます。これが1点目です。

2点目は、先ほど言いました経年劣化の問題です。我々は、ここに来たときから経年劣化の問題を言っているわけです。立入調査権というものはないので、これから作るのだらうと思うのですけれども、そういうものができたときに第一の観点は、どういう状態で保管されているかということが非常に大事な問題だと考えています。保管の状態がよいのであれば後で考えてもいいかもしれないけれども、ひどい状態になっていて漏れてしまっていた、漏れているという状況は十分あり得ると思うのです。

そういう点では、そういう場合にどういう処置をとるかということもワーキンググループの中で検討してほしいと思います。というのは、処理の前ですね。そのために、僕は、前に中間保管施設を作るべきだということで、いろいろな問題があるから、とりあえず、PCBを使っていないものは集めなさいという提案を政府の公募の意見の中に載せました。

それをやりなさいという意味で言っているのではなくて、そういう状況をしっかりと理解しなければいけないということが立入検査の基本条件の中に入れるべきだと思っすし、処理に持っていく経過の中で、当然、その前に漏れてしまうということがあり得るわけです。我々は歳をとってくると、便所まで走っていても間に合わなくなるという状況と同じだと思うのです。今、本当に深刻な状況で進行していると思います。これは、古いといっても去年のデータで、東京湾の海の底質のPCB濃度が下がらないというデータが現実に出ています。どこかの大学の先生方が調査しています。これは、結局、漏れている証拠ではないかと私は見えています。これが2点目です。

3点目は、ワーキンググループの中でも部分的に意見が出ていまして、皆さんからかなり大事なことが出ていていると思っすますが、行政代執行まで考えるということも含めて考えたときに、ここに相続の問題も出ていますけれども、相続放棄ということが法的に保障されているわけです。そうすると、法律を放棄できるわけですから保障する相手がいなくなるのです。そういう現実的な問題も出てくるわけですから、PCB特措法の弱点だった部分を早急に改めてやらなければいけないです。恐らく、これからこの作業をやっていくだけでも10年で本当に間に合うのだろうかという心配を僕は持っています。

最後の4点目は、報告の中に使用中のものがたくさんあるということでした。聞いたら、86万業者と書いてありますけれども、僕は、86万業者という数字を考えたら、ほとんどが中小零細企業ではないかと考えます。そうしますと、今の議論の中では、処理料の高いものが出てきています。運送料が高いものも出てきています。同時に中小零細業者の場合は、僕も仕事上、そういうところと随分接点があるのですけれども、使用を中止して新しい機器を入れなければいけない、いわゆる設備投資をしなければいけないのです。これは、中小零細業者にとっては大変なことです。本当にその部分だけを変えればいいのか、機械そのものを変えなければいけないのかという問題も含めて、そこにはいろいろな問題点がありまして、中小零細業者にとっては、経営上、非常に大きな問題で、特に今回のように貿易の問題で日本の国内生産が落ちていく状況の中で、ここは、議題にはなっていないのですが、経産省あたりとも協議してほしいと思うけれども、ここには中止をさせるための財政的な援助、企業に対する財政的な援助、補助も真剣に考えなければ促進していかないと思います。ある意味での誘導策にもなると思います。

先ほど、もうやってしまった人とこれからやる人との不平等という問題がありましたけれども、逆に言えば、やってしまった人に対してはどうするかということも含めて、促進させるための経済的な誘導策をやらなければなかなかいかないと考えます。

【委員長】

ありがとうございました。

【副委員長】

前回休んだので、こういう議論をいろいろとされていたと思いながらお話を聞きました。

これに対して、行政の方は、すぐにごですよというお話はなかなか難しいので、これからどうするかということなのだろうと思いますが、これは円卓会議なので、市民といえますか、こちらに参加されている方に何ができるかというところが一番だと思います。国にいろいろやってほしい、道にやってほしいということもあると思うのですが、今のお話を聞いていて、北九州で5万3,000カ所を5年間やって、見つかった数は、トランスが76個です。1,000カ所に1個出てくるぐらいの率で非常に少ないので、これはどういうやり方をされたか分からないですけれども、行政の人間が戸別訪問をしたら、私の感覚では、5年という期限では絶対に終わらないような気がします。

そうではなくて、〇〇委員のような方や、ほかの委員の方もそうですけれども、PCBを知っている方がその周辺の方に声をかけて、今お話しになったように、前の方が亡くなって引き継いでいる方がいらっしゃると、あなたのところにこういうものがないですかと声をかけるのは、知っている方しかできないと思うのです。行政がそれを見つけるのはなかなか難しいと思います。

全国的に云々というよりは、北海道全体で、特に北九州よりも集中していなくて、広範にわたっているところですから、北九州のやり方ではなくて、もう少し草の根的なやり方で、市民や知っている方がその周辺に声をかけていくことを期待すると。ただ、それを定量的にどうするかというのは難しいところがあると思います。

先ほどお話しいただいたように、市民の方がチラシを見たときに、それをずっと見るよりも、隣の同じ業者の方が声をかけているほうが絶対に効果があると思うのです。それをどのように行政側で促進してそういう方に協力していただくかということは、一つの方法として、国と都道府県で上からということと、下から草の根といいますか、私どもも円卓会議の中で話をして、新聞とかホームページを見ていただいて、いかにそういうものが出てこなくて、これから見つけなければいけないかということを、私たちは自分の周りに、例えば私も大学におりますので、ほかの大学の人にお話しするとか、そういうことはできると思います。とりあえず、自分たちができることは何かということを考えなければいけないと思いました。

もう一点は、今後、こういう方でしていったときに、私たちが広げていろいろなところで見つけていくということが必要だと思いますが、先ほどお話しいただいたように、どういうふうに見つけて、どういうふうにされたかというケーススタディーがちゃんと分かれ

ばいいと思うのです。

要するに、100万円かかるのか、5万円なのか、1万円なのかというのは、本当に零細の方は見たくないのを見ておられないと思うのですけれども、もしかしたら、いいケーススタディーを見られれば、こういう形でこの程度でおさまった、早く見つけて処理したらこうなったというのを室蘭市や道庁のホームページでいいスタディーで見つけた例、分からなかった例、調べなくて見つけたらこのナンバーで、こういうふうに見つけたらこうなった。まさに〇〇委員がされたケースについて、具体例を見せていただいたほうが、ホームページを見てくださいますと言うのであれば、うまく見つけて処理していただいた方の事例を幾つか見せていただければ、もう少し広がると思います。

ですから、草の根的なところと、ホームページで私たち庶民のレベルで見たときに分かりやすい方策をぜひ考えていただけたらと思いました。これは個人的な意見です。

【委員長】

お手元に関係資料集というものがあるかと思いますが、その17ページを御覧いただきたいと思います。

これは、平成27年10月1日付で、廃棄物リサイクル対策部長から各都道府県知事と政令市長に出した通知の文書です。これは、今年の8月に静岡県の富士宮東高校で蛍光灯の安定器から液漏れがありまして、それにPCBが入っていると。実は、かつて、静岡県でも高校の安定器でPCBを使っているものがないかどうか調べてほしいということで、ないという返事があった高校だったのですが、そこで実はまだ使われていたのです。そういうことがあるのかなのか、リサイクル対策部長から知事、政令市長宛てに、こういう通知を出されたわけです。

私がお伺いしたいのは、北海道庁は、この文書に対してどういうアクションをとられて、その結果、道内の道立あるいは市立の学校でPCBの安定器が使われていないということをいつまでの段階で確認する予定でいるのか。それが先ほど〇〇委員や〇〇委員が言われたことです。

ですから、これを知事に言って、知事はどういうふうにして道内でこのフォローアップをしているかというところをお話しいただけるとありがたいのです。いかがですか。

【北海道】

北海道庁でございます。

今の委員長のお話の関係です。

道内にも、こういう学校とか、いわゆる道有施設でPCBの機器を使っていないかどうかという調査は毎年しております。

今回、10月1日付の文書が出ていますけれども、それ以前にも同じような蛍光管が割れてPCBが飛散したという事例もありまして、そのときに、道からは、関係するところ

に注意文書などを発送しております。

現在使っていないかどうかの調査をして、使っているところは全て把握しているつもりでございます。ただ、今回の事例のように、使っていないと言って使われているところも出てきておりますので、道としても、特に道有施設については、引き続き実態把握をしていきたいと考えております。

【〇〇委員】

虻田で安定器が爆発したというのは去年でしたか。

あれは、洞爺湖町立で、道は関係ないのですね。

そのときに、委員長が道は把握していましたかと聞きましたら、知りませんと非常に簡単に答えられて、そういうふうな立場かなと思ったのですけれども、これではちょっとという感じがしました。そのあたりはきちんとできませんか。これは、そんなに難しいことではないのです。蛍光灯についてはです。

ついでに言いますが、基本的に、今、環境省が出された検討する項目は非常によくできていると思うのですけれども、実は、このひな形になるのは2003年にきちんと出ているのです。PCB特措法と電気事業関連の法律を突き合わせて、分からないものはきちんととらなければいけないということはちゃんと書いてあるのです。そういうことを2003年に書かれて、それから何をしていたかというのは、私は甚だ分かりにくいと思います。

今度は、それよりもはるかに内容は精緻になっていると評価できるのですが、精緻になっても何もしなかつたら、ちょっと具合が悪いという感じがしています。ですから、非常に具体的なことを考えていかないと、実際に書いたものが動かない感じがします。

【〇〇委員】

ワーキンググループの中の意見の中に反映していただければと思うのですけれども、今度は解体業が建設業法の業種の中に入ることになりました。まだ正式にはなっていませんけれども、来年からそうなると思います。

私は、解体業といろいろなお付き合いがあるのですけれども、解体業の中で一番問題になるのは、PCBではなくて石綿です。石綿については、かなり浸透してしまっていて、解体業の人たちも、自分たちの命にもかかわるので、解体をするに当たっての石綿の存在、石綿の除去についてはかなり神経を使っています。ところが、PCBについては、ほとんど知識がないということが僕らも話していてわかりました。

ところが、解体業の方々は古い建物を解体するということで、アスベストのほうに目が行ってしまうのですけれども、実はあそこに使われている、先ほどの蛍光管から始まって、いろいろな機器を彼らは除去するのですね。

今までは、解体業は届出ということで、届出をすれば誰でも解体ができたという時代か

ら、今度は解体業の建設業の許可を取らなければならないという許可制度に変わりますので、逆に言えば縛りが出てきます。そういうところで、関係団体もできてきましたので、PCBについては解体業者の方々に、全国的なレベルで解体について注意をしてほしいということで徹底していけば、かなりの数が見つかってくる可能性があります。というのは、我々がほとんど存在の分からないところに入っていく人たちなのです。管理がされていないところを壊しに行く人が多いわけですから、解体業についてもぜひ検討の中に入れてほしいと思います。

【委員長】

大変参考になるお話をありがとうございました。

私から道にお願いしたほうがいいと思いますが、この処理施設のことを考えると、北海道は当事者ですから、掘り起こし調査を綿密にやられるだろうと思うのですが、ほかの15県の掘り起こし調査の進捗状況をぜひ道のほうで把握していただいて、15県のほうがちゃんと量を把握されないと、先ほど環境省からも御紹介がありましたように、長期的な年次計画を立てるということができなくなります。ですから、ぜひ15県を、それから、あとの安定器関係のプラズマのほうは東京都が関係しますので、そういう関係の掘り起こしが滞りなく行われると。北九州市のペースでいうと5年ですが、あと5年しかないので、それでは困りますから、その辺はフォローをしていただきたいと思います。

それから、先ほどJESCOの青木所長からありましたけれども、当初施設を改修するというお話です。改修するとき心配しているのは、フル稼働というのはどの部分がフル稼働なのか、解体して抜油するところがフル稼働なのか、後ろの抜いたPCBを脱塩素化するところがフル稼働なのか、あるいは全体なのかということもあります。

あるいは、バッチといいますか、フル稼働ではなくて、これからある時期だけ動かすようになるのとすると、間欠運転になるわけですから、量が少なくなります。そういうときの処理の工程といいますか、モードは今までとどのように変えてやるかということもJESCOの中で検討していただかないと、きちんと処理をすることが難しくなる可能性があると思います。そこも、JESCOの中でそろそろ、あと10年間の計画と工場の中の施設の改修なり改造も計画的に進めていただければと思いました。

ワーキンググループでは、いろいろと議論がありまして、まだ詰め切っていませんが、製造者責任の問題とか、廃棄物処理法で罰則もありますので、PCBのことに関しても、約束をきちんと守らない人にはどうやって罰則をかけるのか、その辺のところも議論しないといけないということが話題に出ていますので、少しずつは結論が見えてくるように期待しておりますし、私もそういう観点からワーキンググループに参加しておりますので、委員の方々から何か御意見があれば私にお寄せいただければと思います。

いずれにしても、ワーキンググループの中でも、グループの委員の方が新しい施設を作って今まで保管していたものを処理してくださいといったら、まだ順番待ちですというこ

とで、新しい施設に引っ越しのときに保管していたPCBを持っていかなければならなかったという話がありました。いろいろなところで保管しているところが何かのケースで困るといふことも出てくると思いますが、本来、そういうことも掘り起こし調査の中で聞いて、全体の施設の効率的な運用を図っていかなければいけないと思います。

先ほど、参考資料、関係資料で静岡県のお話がありましたけれども、これはたまたまの話であって、まだいろいろなところで使われていると思いますので、特に、道の施設だけではなくて、民間の施設でもまだまだあるはずですから、そこら辺はどういう形で調査をするかということも、先ほど副委員長からもありました。市民目線で対応するということも一つの方法かと思しますので、今後、そういうこともぜひ考えていきたいと思います。

それでは、これはここまでとして、参考資料もあるかと思しますので、御説明をお願いします。

【室蘭市】

室蘭市生活環境部環境課の弘瀬でございます。

私から、配付資料の一番最後にある参考資料2の北九州市PCB処理監視会議委員との交流について御説明いたします。

前回の8月の円卓会議では、委員より、北九州市の方がいらして交流事業がありました。次は、室蘭の円卓会議からほかの事業所へ行く機会をとという事業をぜひ考えていただきたいという意見がございました。

このことに対しまして、本市より、昨年度は北九州市の監視会議の皆さんが室蘭にお越しになりまして、いろいろとコミュニケーションを図りましたけれども、できれば今年度中に、今度は室蘭市の監視円卓会議のメンバーが北九州方面を伺う中で、調査を行いながら交流を図っていきたくとお答えしたところでございます。

このことにつきまして、現在の状況について御説明いたしますので、お手元の参考資料2を御覧いただきたいと存じます。

初めに、1の目的及び概要についてでございます。

北九州市のPCB廃棄物の拠点的広域処理事業は、室蘭市に先行しまして、平成16年12月からトランス及びコンデンサなどの処理が行われております。

処理事業に対する監視につきましても、平成14年2月から市民が委員として参加する北九州市PCB処理監視会議が開催されまして、事業が適正に実施されるよう取組みが活発に行われているところでございます。

これら先行事例である監視の取組状況及び課題に係る調査を行いまして、PCB廃棄物の適正かつ円滑な処理の推進を図るための室蘭市における監視の取組みに資するものでございます。

次に、2番目の内容についてでございます。

室蘭市においてPCB廃棄物処理事業に監視に携わっております北海道PCB廃棄物処

理事業監視円卓会議の委員などが北九州市PCB処理監視会議の開催状況などを視察いたしまして、同じく北九州市の監視会議の委員との意見交換を通じまして、先行した取組状況や課題を把握するといった内容でございます。

また、資料には記載がございませんが、現時点で予定されている日程でございます。

次回の北九州市PCB処理監視会議の開催につきましては、例年ですと1月下旬と伺っておりますので、その時期に2泊3日ぐらいの日程で考えているところでございます。

現在のところ御案内できる内容はここまででございます。具体的な日程や内容などにつきましては、今後調整させていただきたいと考えてございます。

委員の皆様方には、決定次第、御案内を差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

室蘭の円卓会議の委員の方々に北九州市の監視会議の皆さんと意見交換をする事業を室蘭市で企画されているということでございます。これは、私としても大変いいことだと思います。委員の方々は、具体的な日程等について室蘭市から御案内があると思いますので、ぜひ御都合をつけて、一人でも多くの方が参加されるようにしていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、これで準備されている議題等が終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。よろしくお願ひします。

3. 閉 会

【事務局】

委員長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は、限られた時間の中で大変貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で、本日の会議を終了いたします。

以 上